七月二日

昨夜(深更)来の雨は未だ止まず、降りしきったる。午下の五々五々　定刻一分前にあって
既に三分の二は出席、出席率も全女の平常出勤率とはまだまだである事とは遥かに多
く皆出勤と云ふも可なるべし　一局の指揮　演説等あり　幹部会員の隠蔽によ
る余興相当らずの国歌等　後来又　後来斜めなる余興をもてなし　或はこのまならい
ん。かえすがえすも今日の一日を思ひし　しのつく雨の中を帰り　益其に家路急ぐ。

七月三日

雨もまた止む様もなし、　我等の一縁放れざる　終末と相せまらざる意気
とは我等[illegible]の常食ますます[illegible]とは到底これをくつかへすべくもあらず[illegible]
知るや我等の唯一の武器である[illegible]会場へと魔の手をのばし　並に吾等は緊
縮の不備を[illegible]し[illegible]けれられてしまったり　　　結ぶ手に団結をすべき事をうばわ
れて見る会社の[illegible]を聞くや[illegible]たって　その会場を見附けるべく　こぼす
のが如き雨の中を[illegible]から[illegible]　あがった[illegible]りしはいさゝか[illegible]、
同の[illegible]にしたれ又　今日に[illegible]かへって[illegible]したるにあらりし[illegible]　全員の思ひ
はあれらを[illegible]して之れを記憶すべきにあらずや

「別記」

職工罷業ニ関スル声明

客月廿四日職工代表ヨリ工場設備改善請負単価ノ値下反対等廿
四ケ条ニ亘ル嘆願条項ヲ提出シタルヲ以テ慎重協議ノ結果右条
項ニ付或ハ目下ノ状況ニ於テハ承認シ難キ旨ヲ或ハ必要ト認ム
ル場合ニハ実施スル旨ヲ或ハ現行通リニテ不都合ナキ旨ヲ夫々
説示シタルニ廿八日ニハ職工大会ヲ開キ重ネテ前記嘆願条項ヲ
修正シタル廿ケ条ノ要求書ヲ提出シ且七月一日正午迄ニ回答ヲ
十サンコトヲ要請シタリ　茲ニ於テ会社ハ更メテ協議ノ上一日
午後四時ヲ以テ回答ヲナスベキ旨ヲ伝達シタルモ田町工場職工
回答遅延ノ故ヲ以テ直チニ一斉退場ヲ決行シ次デ大崎芝浦両工
場ニ於テモ之ニ倣ヒテ一部職工ヲ除キテ順次退場シ夫々争議団
集合所ニ引上ゲ今日迄罷業ヲ継続セリ

惟フニ今回ノ争議タルヤ一部不良職工ノ不平患悩ニ端ヲ発シ遂
ニ不当ナル嘆願ヲ提出シ其ノ容レラレザルヤ直チニ要求ヲ提出
シ罷業ヲ決行スル等其ノ行動ハ全ク従業員ノ本分ヲ忘レ好ンデ
事ヲ起スモノト認メザルヲ得ザルヲ甚ダ遺憾トスルモノナリ　茲ニ
依テ会社ハ熟慮ノ末事業発達ノタメ将来ノ禍根ヲ除クベク茲ニ
職工就業規則第六四条ニ依リ隠ニ陽ニ今回ノ罷業ヲ煽動シタル
八十八名ニ対シ即時解傭ニ処スルト共ニ一般善良ナル従業員ニ